

商 品 名	満期一括受取型定期貯金								
ご 利 用 いただける方	●通常貯金をご利用の方（非居住者の方等、ゆうちょ銀行所定の方を除きます。） ※一の通常貯金につき、3件までお申込みいただけます。								
積 立 期 間	●最初の積立日から1年以上3年以内（1月未満の端数を付けることはできません。）								
積 立 回 数	●「一般月（毎月）」と「特別月（年6回まで）」を合わせて最高54回まで積み立てられます。								
積 立 日	●自由に指定できます。 ※一般月・特別月ともに同一日となります。 ※月により該当する積立日がない場合には、当該月の最終日が積立日になります。								
預 入 期 間	●積立日から満期一括受取日（積立期間が経過する日）の前日までの期間								
積 立 金 額	●1,000円以上、1,000円単位 ※一般月と特別月の別に積立金額の指定ができます。								
積 立 方 法	●一定額を積立日に通常貯金の払戻金を定期貯金に振り替えて預入します。 ※この貯金の預入のための自動貸付けの取扱いは行いません。 ※通常貯金の残高のうち定期貯金への預入に充てない金額を指定することができます。 ※通常貯金の残高が不足した場合には、その月の積立は行いません。また1年間連続して積立ができなかった場合には、それ以後の積立は行いません。								
受 取 方 法	●満期一括受取日（積立期間が経過する日）に、それまでに積み立てられているすべての定期貯金の払戻金を通常貯金に振り替えて預入します。								
利 率	●預入時の利率を約定利率として預入期間中適用します。 ※ゆうちょ銀行の本支店及び出張所並びに郵便局の貯金窓口に表示する利率を適用します。 ※預入期間内に払い戻す場合には、預入期間内払戻利率を適用します。								
利 子 計 算	●1年を365日とする日割計算で、預入期間3年未満は単利、預入期間3年ものは半年複利の方法で計算します。 ●預入期間2年のものに限り、預入日から1年が経過した後に1年分の利子を預入期間1年の定期貯金へ振り替えて預入します。								
利 子 課 税	●個人のお客さまは20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%） ●法人のお客さまは総合課税（非課税法人の場合は非課税）								
預 入 期 間 内 払 戻 利 率	●次の利率を目安とした利率とします。ただし、預入日時点の通常貯金の利率を下回らないものとします。 <table border="1" data-bbox="384 1305 1417 1451"> <tr> <td>6か月未満</td> <td>預入日時点の通常貯金の利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>預入日時点の預入期間6か月の定期貯金の約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>1年以上2年未満</td> <td>預入日時点の預入期間1年の定期貯金の約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上3年未満</td> <td>預入日時点の預入期間2年の定期貯金の約定利率×60%</td> </tr> </table> <p>※小数点第3位以下は切り捨てます。ただし、切り捨てた結果0%となる場合には、小数点第4位以下を切り捨てます。</p>	6か月未満	預入日時点の通常貯金の利率	6か月以上1年未満	預入日時点の預入期間6か月の定期貯金の約定利率×60%	1年以上2年未満	預入日時点の預入期間1年の定期貯金の約定利率×60%	2年以上3年未満	預入日時点の預入期間2年の定期貯金の約定利率×60%
6か月未満	預入日時点の通常貯金の利率								
6か月以上1年未満	預入日時点の預入期間6か月の定期貯金の約定利率×60%								
1年以上2年未満	預入日時点の預入期間1年の定期貯金の約定利率×60%								
2年以上3年未満	預入日時点の預入期間2年の定期貯金の約定利率×60%								
そ の 他	●積立金額は変更することができます。 ●総合口座で管理する定期貯金（担保定期貯金）としての預入はできません。 ●残高証明書の発行の際は、1通の証明書の発行につき510円の手数料が必要となります。 ※手数料には消費税（地方消費税を含みます。）が含まれています。 ●ゆうちょ銀行の貯金のご利用は、法令の定めによりお一人さま1,300万円（平成19年9月30日までに預入された定期性の郵便貯金（お一人さま1,000万円まで）を含みます。）までとなっています。 なお、財産形成定額貯金等は、これとは別枠でご利用いただけます。 ●この貯金は預金保険の対象であり、ゆうちょ銀行の貯金は、預金保険制度により元本1,000万円までとその利子が保護されます。 ●この貯金には、満期一括受取規定その他関係規定が適用されます。 ●詳しくは、ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は郵便局の貯金窓口におたずねください。また、ゆうちょコールセンターでも、商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談を承っております。								

ゆうちょコールセンター	
-------------	--

電 話	0120-108420（通話料無料） ※携帯電話・PHS等からも通話料無料をご利用いただけます。 ※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。
受付時間	平日 8:30～21:00 土・日・休日 9:00～17:00（12/31～1/3は、9:00～17:00）

●ゆうちょ銀行が契約している指定紛争解決機関は次のとおりです。

一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室	
電 話	0570-017109 又は 03-5252-3772
受付時間	9:00～17:00（土・日・休日・12/31～1/3を除きます。）

平成30年4月2日現在